

令和8年度 さいたま市立河合小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立河合小学校いじめ防止基本方針」を策定し、教職員一丸となっていじめ防止に取り組んでいく。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつこと。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 4 いじめの早期発見のために、実行的な取組を行う。
- 5 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、全職員で一丸となって組織的に対応する。
- 6 いじめる児童に対し、いじめてしまった背景を探るなど、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と連携を図りながら指導に当たる。
- 7 学校の教育活動全体を通じて、教育相談体制を充実させ、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い、からかい」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月継続していること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目的

特定の教職員がいじめについての情報や問題を抱え込まず、学校が組織的かつ実効的に取り組むための中核となる役割を担う河合小学校いじめ対策委員会を設置する。

（2）構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年生徒指導担当、関係学級担任

*必要に応じて学校運営協議会委員、自治会長、主任児童委員、民生委員、城北中学校長、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察関係者、スクールロイヤー等の関係者を招集する。

（3）開催

- ア 定例会（学期に1回程度開催） *7月と12月と3月の生徒指導委員会と兼ねて開催
- イ 校内委員会 *生徒指導委員会と兼ねて開催
- ウ 臨時部会 *必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

（4）内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

（5）役割

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起こりにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談、通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C Aサイクル）

2 河合小いじめ防止対策委員会

（1）目 的

いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

（2）構成員

各学級代表委員、各委員会委員長・各クラブ部長（場合に応じて参加）

（3）開 催

定例会（月1回の代表委員会と兼ねる）

（4）内 容

6月のさいたま市いじめ撲滅キャンペーンや「いじめ撲滅強化月間」との関連を図る。

ア 各学級でいじめ撲滅に向けたスローガンを作成する。

1年生から3年生までは、キャンペーンの説明を高学年代表委員が行う。

イ 各学級が話し合いを主体的に行い、結果を校舎内に掲示、いじめ防止を提言する。

ウ スローガンで提言した取組を推進する。

エ 学級、学年、学校の中でいじめがあるか報告し合う。

オ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、必要に応じて、各委員会の委員長や各クラブの部長、代表委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

ア 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

イ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

ア 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて以下のすべての内容について取り組む。

ア 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり

イ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開

ウ 校長等による講話

エ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

オ 学校だよりや学校ホームページ、PTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 生活目標の取組を通して

「仲間を大切にしよう」を生活目標の年間重点目標に位置づけ、常に仲間を大切にする指導の充実に努める。また、いじめ未然防止に向けたあたたかな人間関係の構築を図るようとする。

ア 学級活動や児童会活動などの集団活動を通して、互いのよさを認め合える機会を設け、自己有用感や自己肯定感を高められるようにする。

イ 休み時間の過ごし方を工夫(集会活動等)したり、帰りの会でよい行いをした児童を称賛したりするなど、児童一人ひとりが活躍できる場面と認め合える場面を設けることで、一人ひとりが充実した学校生活を送れるようにする。

4 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキル

を活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

(1) 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

(2) 授業の実施

ア 1・2年生 担任と2学期に実施(11月)

イ 3年生 担任と1学期に実施(7月)

ウ 4年生 担任と1学期に実施(6月)

エ 5年生 養護教諭と連携した授業を1学期に実施(6月)

オ 6年生 スクールカウンセラーと連携した授業を1学期に実施(6月)

6 メディアリテラシー教育を通して

「スマートフォン・タブレット安全教室」の実施

ア 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話・スマートフォン等を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

イ 「スマートフォン・タブレット安全教室」の実施

6年生(令和8年6月に実施予定。保護者に公開)

7 スクールロイヤーによるいじめに関する予防授業を通して

法的な側面からのいじめに対する正しい認識と理解を深め、児童の健全な成長と発達を支え、学校生活における諸問題の中でトラブルや困難な事態に陥ることを未然に防ぐことや問題を早期に解決できるようにし、児童が安心して学べる学校作りに努める。

8 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

(4) スクールロイヤーによるいじめに関する予防授業を保護者参観都市、いじめに関する共通理解を図る。(令和8年10月に実施予定)

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

早期発見のポイント

ア 児童のささいな変化や児童の違和感に気付くこと。

イ 気付いた情報を共有すること。

ウ 情報に基づき、速やかに対応すること。

- ① 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- ② おはようメーターの活用：一人ひとりの体調や心の様子の把握の徹底
- ③ 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている等
- ④ 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる等
- ⑤ 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる等
- ⑥ 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施

4月・9月・1月（年3回以上） ※必要に応じて実施する。

(2) アンケートの結果

学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果に応じた面談の実施。

面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。その際、市教委から配付されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容」であるかを記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡単なアンケート（生活ふりかえりカード）を毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき速やかに対応する。

4 教育相談日の実施

(1) 月1回の教育相談日を設定する。（SC・SSWの勤務に合わせて面談することもできる。）

(2) 年1回の児童との個別面談（教育相談週間）を設定する。

(3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携

5 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員連絡会：年1回
- (2) 学校運営協議会：年3回実施
- (3) 防犯ボランティア会議：年1回実施

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり情報を把握したりしたときに、その情報を抱え込み、学校のいじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」違反となり得る。学校の教職員はいじめを発見し、または相談を受けた場合に、速やかに学校のいじめ対策組織に対し、そのいじめに関係する情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づいた、学校での組織的な対応を行えるよう体制を整備する。

1 校長

- (1) 集約された情報をもとに、組織的な対応の全体指導を行う。
- (2) 構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

2 教頭

- (1) 情報を集約し校長に伝える。
- (2) 担任、学年主任に児童への対応を指導するなど、組織的な対応の全体指導の補佐を行う
- (3) 必要に応じていじめのあった学年に直接関わる。
- (4) 警察等関係機関への連絡・調整を行う。

3 教務主任

- (1) 校長・教頭の補佐を行う。担任からよせられた情報集約、教頭に報告、相談し、校長に報告する。校長、教頭の指導のもと、所属職員との連絡・調整や指導・助言をする。
- (2) いじめ対策委員会の運営の準備をする。
- (3) 必要に応じていじめのあった学年に直接関わり、情報収集を行う。担任が情報収集をしている間、他の児童の指導に当たる。

4 学級担任

- (1) 事実の確認のため、情報収集を行う。
- (2) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (3) いじめを行った児童に、自らの行為を反省し責任を自覚させるための指導を行う。
- (4) いじめられた児童やいじめを行った児童の保護者に連絡し、事実を伝える。指導の協力を仰ぐ。
- (5) いじめの再発を防ぐため、いじめた児童へのアフターケアをしっかりと行う。

5 教科担当

担任・学年主任とともに、担当する学年の児童の情報収集を行い指導に当たる。

6 学年主任

(1) 担当する学年の児童に関する情報収集と情報共有を行い、校長、教頭に報告する。

7 生徒指導主任

(1) 児童の情報を把握できる体制づくりをする。

(2) 児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。

(3) 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

8 教育相談主任

(1) 問題の背景に教育相談的な課題が要因として考えられないか、情報収集を行う。

(2) 児童の相談内容を報告し、その記録を残す。

9 特別支援教育コーディネーター

問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

10 養護教諭

(1) 保健室に来室する児童の様子を把握し、異変を感じた時は担任、学年主任に情報提供を行う。

(2) いじめられた児童の避難場所として、いじめられた児童の心身をケアし、支援を行う。

11 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言、児童へのカウンセリングを行う。

12 保護者

家庭において子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは直ちに学校と連携する。

13 地域

いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月、文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」及び、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

2 重大事態について

(1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合等

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

ア 年間30日を目安とする。

イ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

3 児童または保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

(1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行い、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

(2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

ア 学校を調査主体とした場合

①学校は、直ちに教育委員会に報告する。

②学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

③学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

⑤学校は、調査結果を教育委員会に報告する。

⑥学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底

年度当初の職員会議で校内全教職員に伝達を行う。

(2) 取組評価アンケートの実施・結果の検証

「取組評価アンケート」の結果をもとに、基本方針の見直しについて、職員会議で全教職員に伝達を行う。

2 校内研修

(1) 「わかる授業を進めること」

ア 授業規律の徹底

年度当初、学習規律についての周知徹底を行い、共通理解を図る。

イ 授業の充実

学習過程（単元、1時間）を明確にし、学習形態の工夫を図る。

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

ア 児童理解研修 5月(年に1回)

イ 生徒指導委員会 毎月

ウ 生徒指導主任・教育相談主任を中心とした児童理解に係る研修の実施

(3) 情報モラル研修

携帯電話・インターネットへの理解など

情報教育主任、ICT支援員を中心とした、教職員の携帯電話・インターネットに対する理解を深めるための研修

(4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施

ア ねらい 「ネットいじめ」等に迅速かつ適切に対応するため

イ 回数 年に1回

ウ 情報教育部と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

(5) スクールロイヤーによるいじめ対応に関する研修

教職員の、法的な側面からいじめに対する認識と理解を深め児童が安心して学べる学校を作っていくため研修

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するために、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定

検証を行う期間は各学期とする。

2 「学校評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「学校評価アンケート」の実施、結果の検証 時期

実施11月 結果の検証1月

(2) いじめ対策委員会の開催時期

毎月1回

(3) 校内研修会等の開催時期

・5月(6月の「いじめ防止月間」に合わせた研修)

・8月(1学期に行われる生徒指導主任研修会の内容の伝達)